

循環型社会形成推進地域計画

平成24年12月

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町： 龍ヶ崎市、利根町、河内町

面積： 147.42km²

人口： 108,247人(平成22年3月31日現在)

(内訳)

市名	龍ヶ崎市	利根町	河内町	合計
面積(km ²)	78.20	24.90	44.32	147.42
人口(人)	80,610	17,465	10,172	108,247

出典：龍ヶ崎市：住民基本台帳人口+外国人登録人口

：利根町、河内町：住民基本台帳人口



図1 龍ヶ崎市、利根町、河内町の位置

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画(以下、本計画)は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

構成市町では、資源化の促進や各種啓発活動など、家庭系ごみの発生抑制、排出抑制を中心に様々な取組を実施している。また、本組合では、事業者に対する搬入検査および指導を行っている。

ごみ総排出量は、長期的に見ると増加しているが、平成18年度以降は減少している。1人1日あたり排出量もほぼ同様の傾向にあり、近年は920g/人・日前後で推移している。

特に家庭系可燃ごみの増加が見られることから、一般家庭におけるごみの発生抑制・排出抑制対策が課題である。構成市町の取組とともに、「クリーンプラザ・龍」の啓発施設の活用などにより取組を推進する必要がある。また、事業系ごみについては、これまでの減量対策により平成17年度以降は減少傾向にあるが、発生抑制・排出抑制の取組について今後も推進・指導していく必要がある。

現施設(「クリーンプラザ・龍」)は、竣工(平成11年)以来、12年以上が経過している。施設更新の目安である15～20年までの猶予はなく、稼働年数の経過に伴う諸設備の老朽化による処理能力の低下、維持補修費の増加等が懸念される。将来的な施設の更新も視野に入れつつ、現有施設を極力長期間使用するための検討を進め、適切な管理、計画的な補修による安定的かつ安全に処理できる体制の確保が必要である。

最終処分に関する全国的な傾向として、ごみの減量化や溶融処理の推進により最終処分量が減少し、最終処分場の残余年数は見かけ上は増加傾向にある。しかし、その整備状況は地域的な偏りが大きく、特に関東地区では最終処分場の確保が困難な状況が続いている。本組合の最終処分場は、全体の6割以上の残余容量(平成22年度末)があり、埋立完了まではまだ年数があると考えられるが、この困難な状況を考えると現在の最終処分場をできるだけ長く使用していく必要がある。そのためには、さらなるごみの発生・排出抑制に努め、最終処分量を極力抑えることが重要である。

(4) 広域化の検討状況

龍ヶ崎地方塵芥処理組合(以下、本組合)は、龍ヶ崎市と牛久町(現牛久市)のごみを共同処理するため、「女化塵芥処理組合」として昭和37年10月に設立された。昭和45年の利根町・河内村(現河内町)の加入により昭和46年11月に「龍ヶ崎地方塵芥処理組合」と改称し、その後牛久市が単独方式に移行したため、龍ヶ崎市・利根町・河内町の3市町構成となっている。

茨城県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策およびごみ処理施設の効率的な運営と施設建設費の経済的側面から、市町村のごみ処理施設の広域化を推進する指針となる「ごみ処理広域化計画-茨城県におけるごみ処理指針-」(平成10年4月)(以下、「広域化計画」という。)を策定した。この広域化計画では、焼却の当面(計画期間である平成10年から19年までの10年間)の広域化ブロックと将来的な広域化ブロック、灰溶融の将来的な広域化ブロックを設定している。

本組合は、焼却の当面の広域化ブロックとして現在の3市町による処理とされているが、将来的には、阿見町、稲敷市、美浦村、牛久市の市町村と同じブロックとなっている。灰溶融につい

ても焼却の将来的な広域化ブロックと同じ市町村の組み合わせで設定されている。

なお、現在、県において広域化計画の見直しが行われているところである。

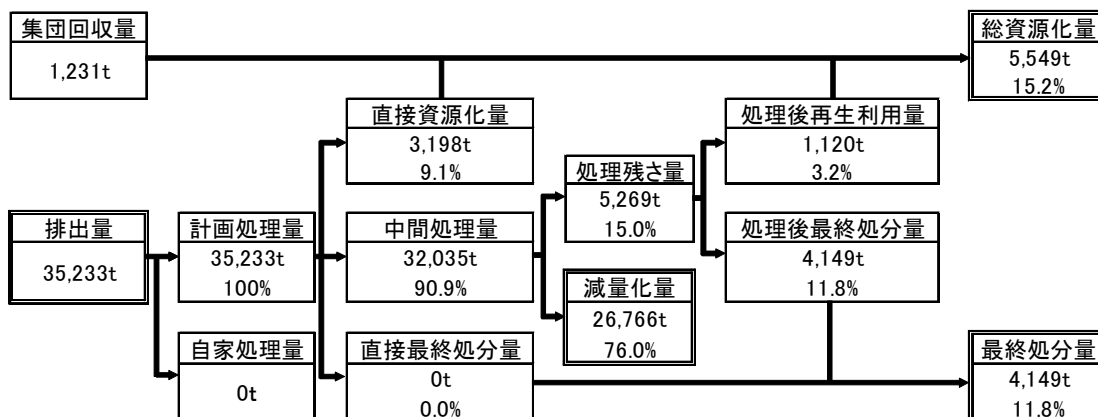
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成22年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は集団回収量も含め36,464tであり、再生利用される「総資源化量」は5,549t、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は15.2%である。

中間処理による減量化は26,766tであり、排出量の76.0%が減量化されている。また、排出量の11.8%に当たる4,149tが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は31,530tである。



※端数処理の影響で、『処理残さ量(15.0%)』と『減量化量(76.0%)』の割合合計は『中間処理量(90.9%)』に一致しない。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成22年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、国の基本方針および第2次茨城県処理基本計画、本組合構成市町の各計画を参考として表1、図2のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合* ¹) (平成22年度)	目標(割合* ¹) (平成29年度)
排出量	事業系 総排出量	6,101 t	6,572 t (7.7%)
	1事業所当たりの排出量* ²	1.74 t/事業所	1.90 t/事業所 (9.0%)
	家庭系 総排出量	29,132 t	27,505 t (-5.6%)
	1人当たりの排出量* ³	233.6 kg/人	199.6 kg/人 (-14.6%)
	合計 事業系家庭系排出量合計* ⁴	35,233 t	34,078 t (-3.3%)
再生利用量	直接資源化量	3,198 t (9.1%)	4,587 t (13.5%)
	総資源化量* ⁵	5,549 t (15.2%)	8,020 t (22.3%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	4,896 MWh	4,442 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	26,766 t (76.0%)	24,380 t (71.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,149 t (11.8%)	3,500 t (10.3%)

- *1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
- *2 (1事業所当たりの排出量)=[(事業系ごみの総排出量)-(事業系資源ごみ量)]/(事業所数)
- *3 (1人当たりの排出量)=[(家庭系ごみの総排出量)-資源ごみ収集量]/(人口)
- *4 端数処理の影響で、事業系と家庭系を足しても合計とは必ずしも一致しない
- *5 集団回収量を含めた排出量

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみ問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く)[単位:t]
 再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:t]
 熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]
 減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:t]
 最終処分量: 埋立処分された量[単位:t]

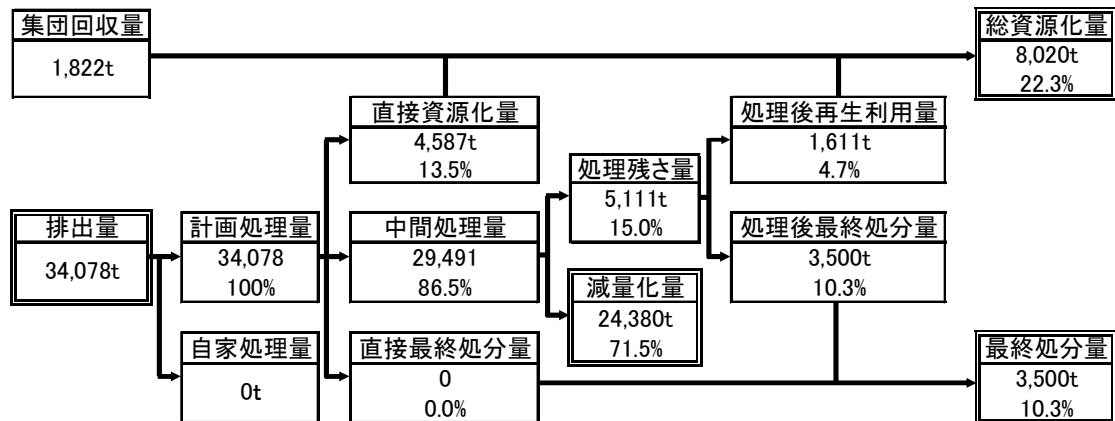


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成29年度)

3. 施策の内容

(1)発生抑制、再使用の推進

ア. ごみ発生・排出抑制に向けた指導・啓発活動(事業番号 11)

構成市町では、住民・事業者との協働を基本に、効果的なごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を行う。

本組合では、構成市町の活動に協力するとともに、「クリーンプラザ・龍」へのごみ搬入者への指導・啓発や見学者への啓発を継続的に行う。

イ. ごみ処理手数料見直しの検討(事業番号 12)

ごみの発生抑制・排出抑制を促す誘導策として、構成市町それぞれに、家庭系ごみ有料化としての指定ごみ袋料金の値上げの検討、レジ袋無料配布の廃止等の検討を行う。構成市町における家庭系ごみ有料化の導入状況や料金設定の動向等を勘案しながらごみ処理手数料の見直しを適宜検討する。

ウ. 環境物品への転換(事業番号 13)

本組合は、より環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進し、率先してごみ排出抑制とリサイクルを実現する。

具体的には、本組合で使用する事務用品やコピー用紙等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努める。また、可能な限り物を無駄に消費しないように努め、本組合自らが率先して減量化行動を実践する。また、施設の補修や改修に際しては、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努める。

エ. 資源化品目の検証(事業番号 14)

資源化を適正に推進するため、費用対効果およびライフサイクルアセスメントの考え方を踏まえて資源化品目の検討を行う。リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源品からの収入確保を図るため、構成市町と協力して、情報収集に努め住民に対して情報を公開する。

オ. 新たな資源化システムの検討(事業番号 15)

「クリーンプラザ・龍」の更新より前に、現在のごみ処理システムに加えて取り組むことができる新たな資源化の方策を引き続き検討する。現在、ごみとして処理しているもののうち資源化の取組が可能な品目として、生ごみ、廃食用油、剪定枝、プラスチック製容器包装等がある。生ごみ、プラスチック製容器包装については、すべての構成市町が全量を分別、資源化する場合、排出量が多いことから現行のごみ処理システムに与える影響等についても考慮する必要がある。さらに、排出段階での分別の徹底、異物・汚れの除去、引き取り先での品質基準の適合、利用先の安定確保などが必要となる。そのため、生ごみやプラスチック製容

器包装の資源化については将来的なごみ処理施設の更新時など、社会的・技術的・経済的状況を考慮し、適切な時期に調査、検討する。

廃食用油、剪定枝については、龍ヶ崎市が民間事業者の活用も含めて資源化を実施しており(廃食用油:平成22年度～、剪定枝:平成21年度～)、利根町でも同様に検討されている。

希少金属(レアメタル)等の資源については、リサイクルシステムの構築に向けた取組を調査・検討する。

本組合は、構成市町における資源化の取組を推進するとともに、資源化情報の共有、提供等を行う。

カ. 不燃物残渣の資源化の検討(事業番号 16)

不燃ごみおよび不燃性粗大ごみは、破碎処理した後に選別し、可燃物は焼却処理、鉄・アルミは資源化し、残った不燃物残渣は埋立処分をしている。不燃物残渣には、鉄・アルミ以外の資源物も含まれていると考えられることから、資源化の可能性について調査・検討を継続する。

キ. 既存施設を活用したリサイクルシステム構築の検討(事業番号 17)

住民団体等と連携し、「クリーンプラザ・龍」プラザ棟や修理工房等を活用したリサイクルシステムを検討する。

ク. 家庭における資源化の推進(事業番号 18)

決められた排出区分への分別の徹底を図るよう、構成市町と連携して分別徹底の指導を強化する。特に、燃やすごみに多く含まれている紙類の分別徹底を重点的に推進する。

ケ. 事業系ごみの排出指導の強化(事業番号 19)

事業系ごみの分別徹底のため、事業系ごみの排出基準を検討し、事業者および収集運搬許可業者に対する排出指導を強化して、排出責任の徹底を図る。

コ. 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援(事業番号 20)

事業所から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った、民間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行う。

(2) 処理体制

ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後(事業番号 21)

分別区分および処理方法については、表2とおりである。ただし、利根町および河内町では、粗大ごみの収集方法を、現行のごみ集積所方式から戸別収集方式へ変更することを検

討している。

今後は、現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に加え、現在ごみとして処理しているものに混在する資源物の回収を進める。また、生ごみ、廃食用油、剪定枝、プラスチック製容器包装、金属類等の資源化についてリサイクルシステムや利用先の安定確保等の課題を調査・検討する。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後(事業番号 22)

事業系一般廃棄物については、排出指導の強化とともに、リサイクル体制の整備を支援する。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後(事業番号 23)

現在も産業廃棄物の処理・処分は実施しておらず、今後も実施する予定はない。

エ. 今後の処理体制の要点

- 生ごみ、廃食用油、剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化の方策を引き続き検討する。
- 不燃物残渣に含まれる鉄、アルミ等の資源化や資源小型電子機器類の中に含まれる希少金属(レアメタル)等の資源化の可能性について調査・検討する。
- 事業系の排出基準を検討し、事業者および収集運搬許可業者に対する排出指導を強化し、排出責任の徹底を図る。
- 産業廃棄物については、今後も処理・処分は行わない方針とする。

表2 構成市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状の今後

現状(平成22年度)																今後(平成29年度)			
龍ヶ崎市				利根町				河内町				構成市町				構成市町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込み(t)
燃やすごみ	焼却		17,783.43	可燃物	焼却		3,761.83	燃えるごみ	焼却		1,840.82	燃やすごみ	焼却		23,386.08	燃やすごみ	焼却		20,308.14
燃やさないごみ	破砕		1,021.75	不燃物	破砕		265.20	燃やさないごみ	破砕		157.37	燃やさないごみ	破砕		1,444.32	燃やさないごみ	破砕		1,186.79
有害ごみ(蛍光灯)	破砕		0.00	有害ごみ(蛍光灯)	破砕		0.00	有害ごみ(蛍光灯)	破砕		0.00	有害ごみ(蛍光灯)	破砕		0.00	有害ごみ(蛍光灯)	破砕		0.00
有害ごみ(乾電池)	リサイクル		0.00	乾電池	リサイクル		2.35	乾電池	リサイクル		0.19	有害ごみ(乾電池)	リサイクル		2.54	有害ごみ(乾電池)	リサイクル		3.73
紙類(ダンボール、新聞紙・チラシ、紙パック、雑がみ)	リサイクル	クリーンプラザ・龍	1,744.45	紙類(ダンボール、新聞(広告含む)、紙パック、雑紙・雑誌)	リサイクル	クリーンプラザ・龍	427.93	紙類(段ボール、新聞(チラシ含む)、紙パック、雑紙・雑誌)	リサイクル	クリーンプラザ・龍	267.41	紙類(ダンボール、新聞紙・チラシ、紙パック、雑がみ)	リサイクル	クリーンプラザ・龍	2,439.79	紙類(ダンボール、新聞紙・チラシ、紙パック、雑がみ)	リサイクル	クリーンプラザ・龍	3,579.68
布類	リサイクル		92.43	衣類	リサイクル		13.83	布類	リサイクル		5.25	布類、衣類	リサイクル		111.51	布類、衣類	リサイクル		163.61
白トレイ	リサイクル		5.84	食品用白色トレイ	リサイクル		0.36	白色トレイ	リサイクル		0.00	白トレイ	リサイクル		6.20	白トレイ	リサイクル		9.10
ペットボトル	リサイクル		221.87	ペットボトル	リサイクル		33.20	ペットボトル	リサイクル		21.67	ペットボトル	リサイクル		276.74	ペットボトル	リサイクル		406.04
カン	リサイクル		266.43	空き缶	リサイクル		50.39	空き缶・鉄類	リサイクル		45.18	カン・鉄類	リサイクル		362.00	カン・鉄類	リサイクル		531.13
ピン	リサイクル		483.84	空きビン	リサイクル		96.96	あきビン類	リサイクル		71.24	ピン	リサイクル		652.04	ピン	リサイクル		956.68
粗大ごみ	破砕		242.85	粗大ごみ	破砕		168.92	粗大ごみ	破砕		39.45	粗大ごみ	破砕		451.22	粗大ごみ	破砕		360.35

注)表中数値は クリーンプラザ・龍搬入分のみ(集団回収、直接資源化を含まない)

(3) 処理施設の整備

ア. 廃棄物処理施設

前記の分別区分および処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	長寿命化計画に基づく基幹改良工事	180t/日	龍ヶ崎市板橋町 436番地2	H26-H28

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化に伴いストックマネジメント手法を用いた長寿命化計画に基づいた基幹改良工事を実施し、地球温暖化防止対策に資する整備について対策工事を実施し、施設の長期使用および維持管理費の縮減を図る。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表4 実施する長寿命化計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	長寿命化計画の策定	現焼却処理施設に対する長寿命化計画	H24

(5) 施設整備に関する計画支援事業

(4)の長寿命化計画に基づき、表5のとおり基幹改良工事における発注仕様書などの作成を行う。

表5 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	発注支援業務	長寿命化計画に基づき基幹改良工事における発注仕様書などの作成	H25

(6)その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 高齢化社会への対応（事業番号 51）

高齢化が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想される。現在、実施あるいは検討している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業等を推進する。

イ. 危機管理体制の強化（事業番号 52）

災害時など、組合内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいる。今後も緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化する。

ウ. 不法投棄対策（事業番号 53）

構成市町による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、住民・事業者・警察・構成市町・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組む。

エ. 適正処理困難物の対応（事業番号 54）

組合で処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行う。

オ. 住民組織の活用（事業番号 55）

住民意識の向上および経費削減に向けて、行政と住民協働による施策の展開を検討する。住民ボランティアを組織化し、出前授業やイベントの開催を検討する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、茨城県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2)事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会推進地域計画の添付書類

(添付資料)

- ・対象地域図
- ・目標の設定に関するグラフ等
- ・分別区分説明資料
- ・現有施設の概要

○様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施総括表1

(添付資料)

- ・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(計画開始前5～10年度程度から計画終了年度まで各年度ごと)
- ・地域内の施設の現況と予定(位置図)

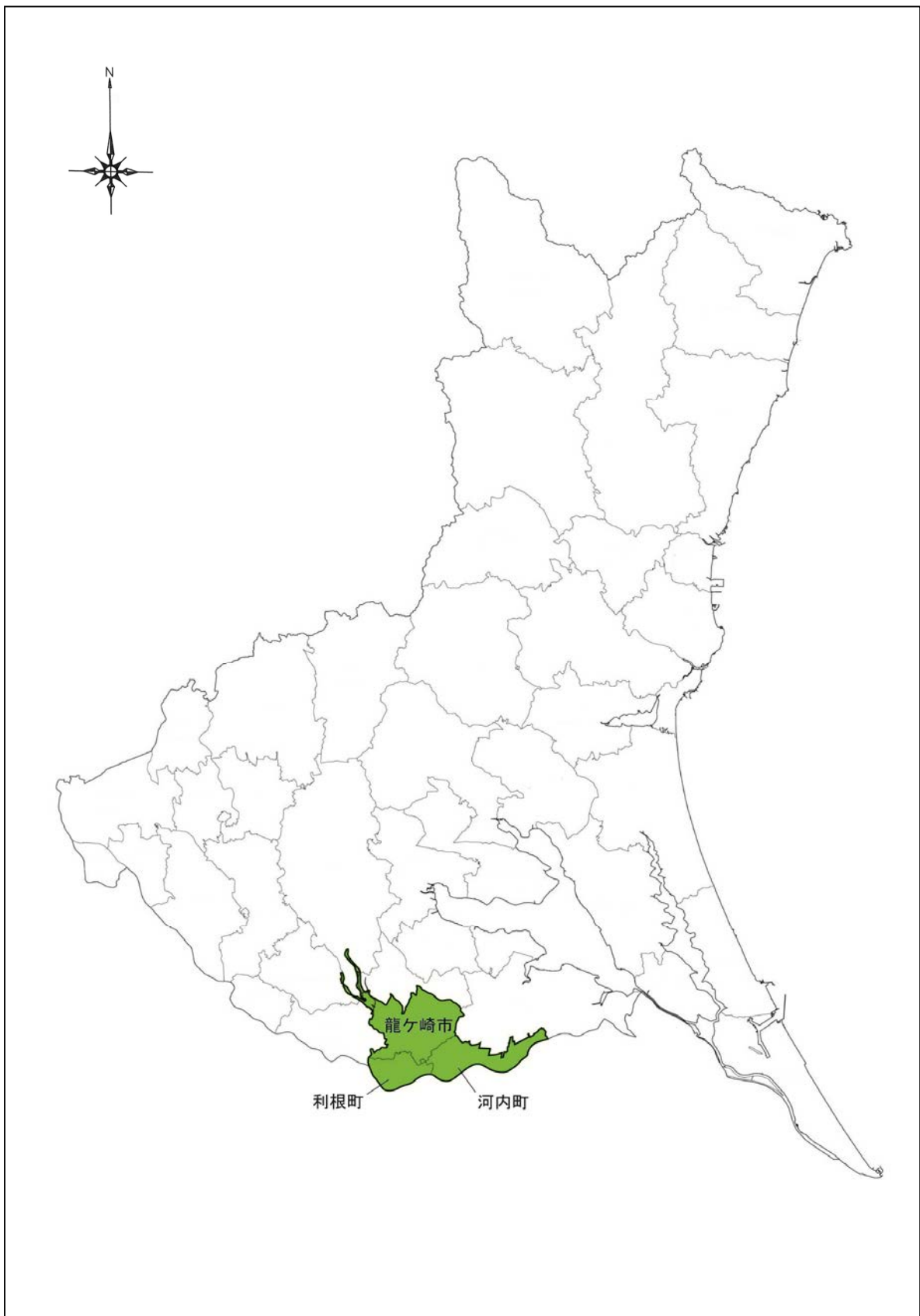
○様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施総括表2

(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

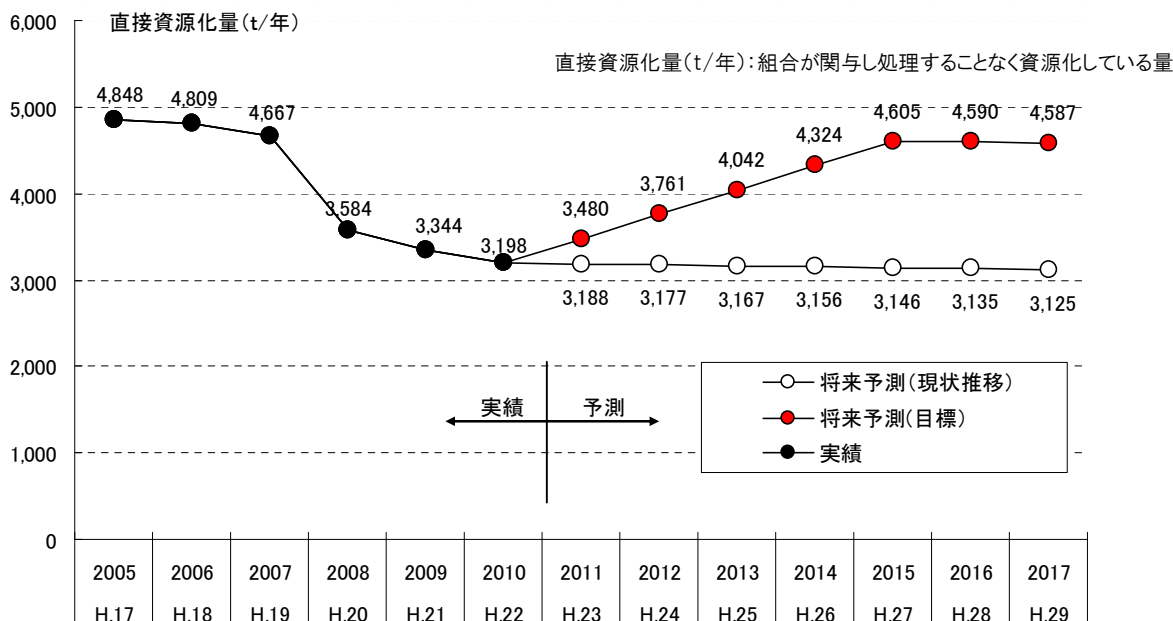
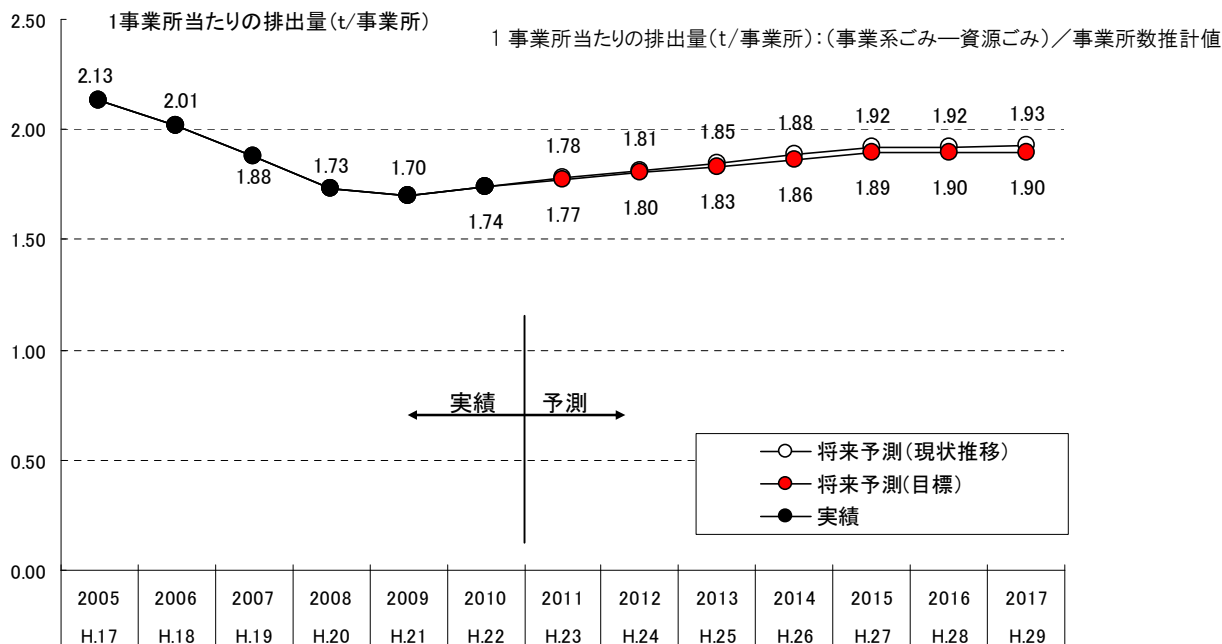
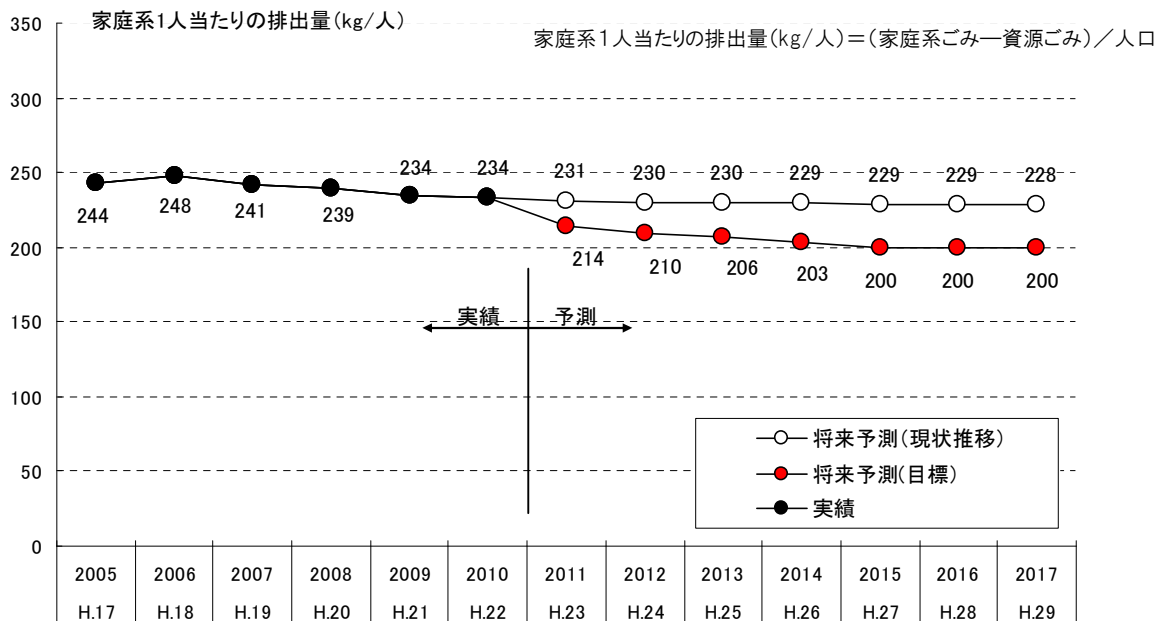
○様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

○その他の参考資料

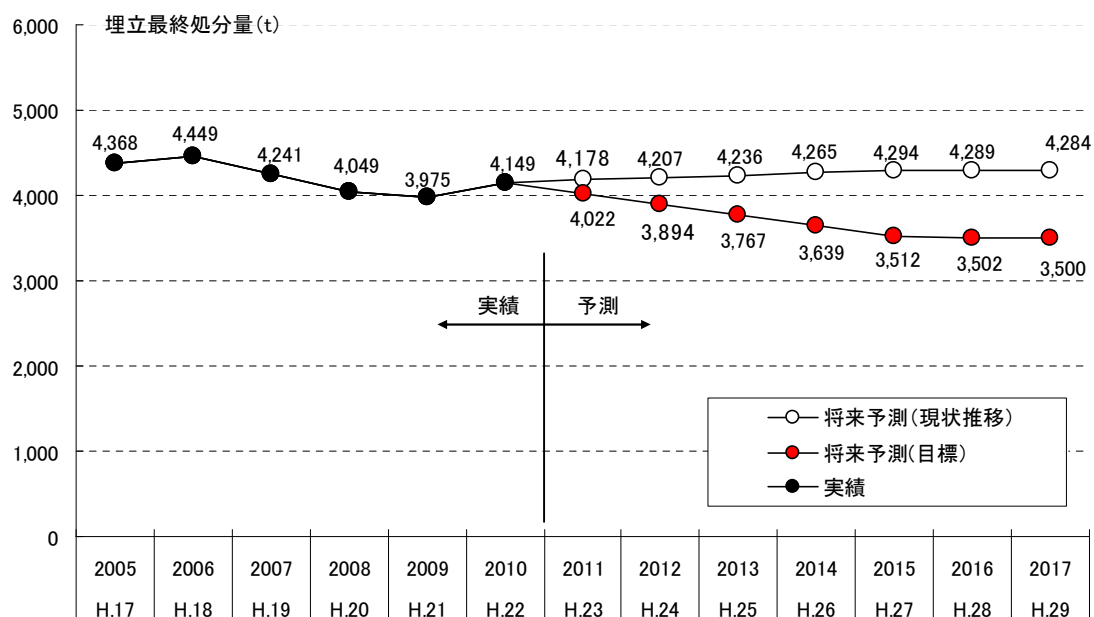
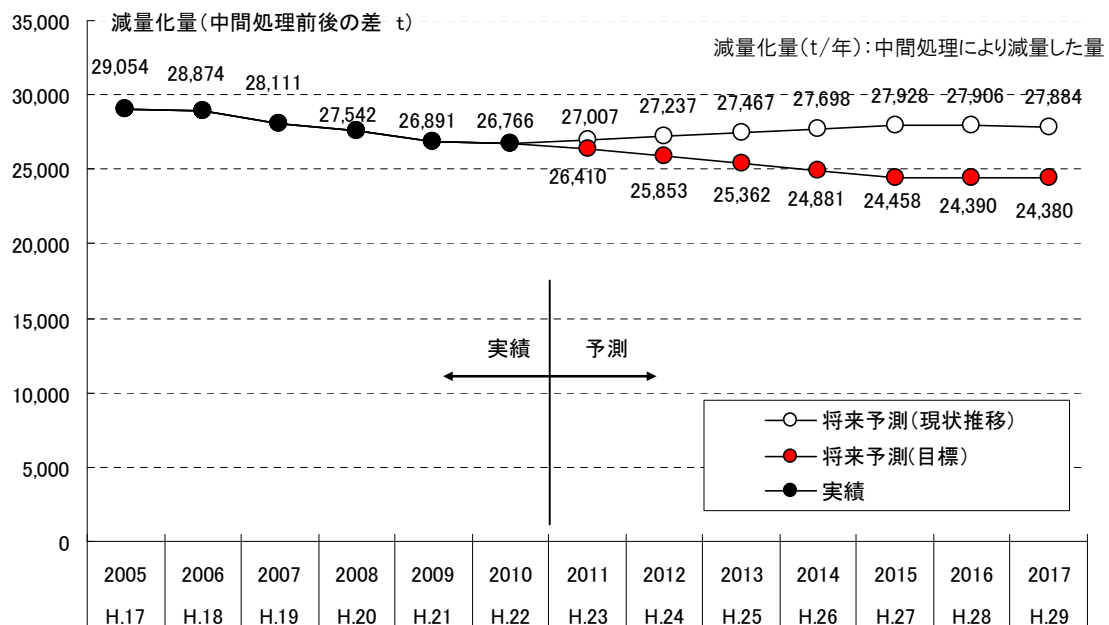
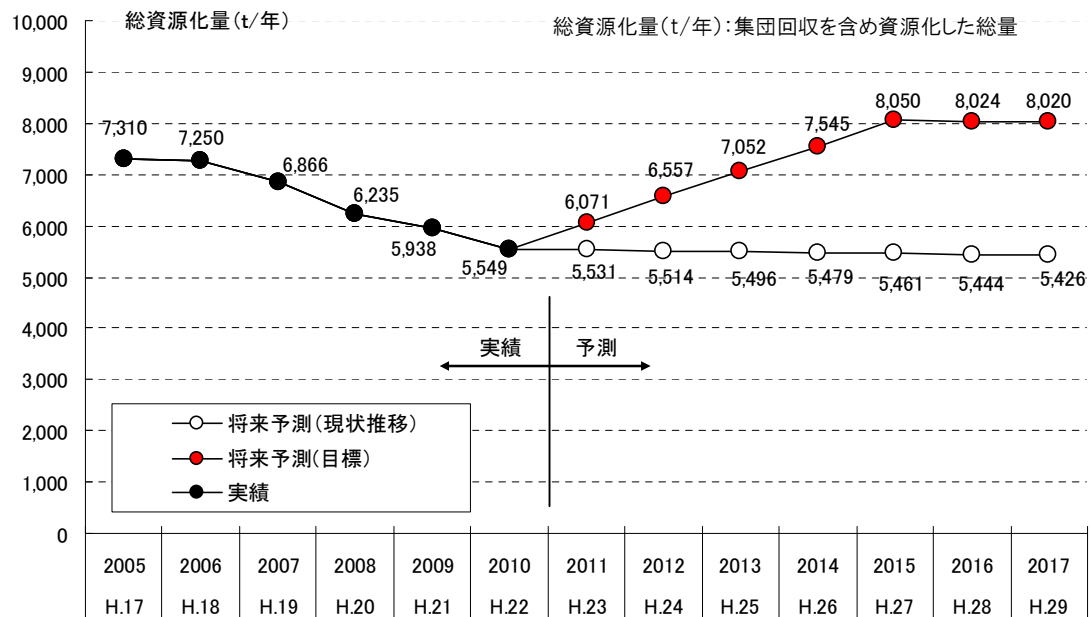
添付資料1 対象地域図



添付資料2 目標の設定に関するグラフ等(1/2)



添付資料2 目標の設定に関するグラフ等(2/2)



添付資料3 分別区分説明資料

本組合は、龍ヶ崎市、利根町、河内町を対象としている。家庭系の収集方法については、各市町による。また、会社や商店などの事業活動に伴い排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)については、市町の許可を得た許可業者による収集もしくは自己搬入としている。個人の自己搬入(持ち込みごみ)についても有料で受け入れている。

《龍ヶ崎市》

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要		
燃やすごみ	委託	「燃やすごみ専用」の指定袋	週3回	生ごみ類、紙おむつ、革製品、プラスチック類、ゴム類、資源物にならない紙、資源物にならない布類(毛布・カーテン・カーペットなど)など		
燃やさないごみ	委託	「燃やさないごみ専用」の指定袋	月2回	食器・せともの、ガラス類、金属類・カミソリ・釘・針、小型家電製品など		
有害ごみ	委託	透明・半透明の袋に入れて、燃やさないごみの日に出す	月2回	蛍光灯、乾電池		
資源物	紙類	委託	ひもで縛る	資源物回収ステーション(月2回)およびサンデーサイクル(週1回)	ダンボール、新聞紙・チラシ、紙パック、雑誌	
	布類	委託	ひもで縛る		古着・シーツなど	
	白トレイ	直収	白トレイ回収網袋		肉や魚、野菜、果物などが入った真っ白な皿状のトレイ	
	ペットボトル	委託	ペットボトル回収網袋		飲料用、酒用、しょうゆ用、しょうゆ加工品用、みりん風調味料用、食酢用、調味酢用、ドレッシングタイプ調味料用のペットボトル	
	カン	委託	コンテナ		飲料用缶、一斗缶(18リットル缶)	
	ビン	委託	コンテナ(無色透明、茶色、黒色、青・緑色(その他)の4種類)		飲食用ビン	
	木くず	委託	ひもで縛る		資源物回収ステーション(月2回)	家庭の庭木から出た剪定枝、木製家具等を解体した板状の木くずなど
	廃食用油	直収	回収容器(ポリ容器)		拠点回収(コミュニティセンター等)およびサンデーサイクル	家庭で使用済みとなった植物性油。
	ペットボトルキャップ	直収	回収容器(カゴ)			ペットボトルキャップ(飲料用)
粗大ごみ	直収	「粗大ごみ処理券」を貼付又は直接搬入	予約制	長さ(最も長い部分)が1メートル以上、または重さが20キログラム以上のごみ。家具(たんす、机、テーブル、ソファ、ベッド)、自転車など		
廃家電品	直収	市へ依頼(有料)	予約制	テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機(家電販売店に引き取りしてもらえない場合)		
収集しないもの						
デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン・パソコン用ディスプレイ(液晶タイプ及びCRTタイプ)、ディスプレイ一体型パソコン、土砂、石、レンガ、コンクリート、建築廃材、産業廃棄物、在宅医療廃棄物(注射針など)、タイヤ、自動車部品、二輪車(原動機付自転車を含む)、バッテリー、農業用ビニール、農機具、有害物質(農薬・殺虫剤)、爆発物(ガソリン・シンナー・ガスボンベなど)、オイル						

《利根町》

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要	
可燃物	委託・直営	指定袋	週2回	生ごみ、紙おむつ、CD・DVD、ビニール製品、皮革製品、ビデオテープ、木屑・落葉、プラスチック類、カイロ、保冷剤、乾燥剤	
		ひもで縛る、指定ステッカー		剪定枝、木くず ふとん、毛布、ジュータンなど	
不燃物	委託・直営	指定袋	月3回	金属製品、小型家電類、せと物・鉢物、電球、針、カミソリ、ワレモノなど	
		中を確認できる袋		蛍光灯、電球型蛍光灯	
資源物	乾電池	委託・直営	月2回	乾電池	
	紙類	委託・直営		ダンボール、新聞(広告含む)、紙パック、雑紙・雑誌	
	衣類	委託・直営		古着など	
	食品用白色トレイ	委託・直営		食品用白色トレイ	
	ペットボトル	委託・直営		識別表示マークがついている、飲料用、酒用、しょうゆ用のペットボトルなど	
	空き缶	委託・直営		回収用袋	飲料用缶、一斗缶など
	空きビン	委託・直営		コンテナ(白・茶・黒・青緑(その他)の4種類)	飲食物が入っていたビン
粗大ごみ	委託・直営	指定ステッカー	月2回	袋に入らない大型ごみ、家具類、自転車、レジャー用品	
収集しないもの					
家電リサイクル品、パソコンリサイクル、事業系ごみ、引越しごみ、土砂、石、レンガ、コンクリート、アスファルト、新改築等での出るごみ、ポンプ、モーター、浴槽、ボイラー、洗面台(ホーロー)、医療廃棄物、自動車部品、タイヤ、バッテリー、農機具類、農業用ビニール、農薬等、有害物質、ガスボンベ、ペットの死体、鉄筋、鉄パイプ、焼却灰、ピアノ、耐火金庫、宗教にまつわる物、仏壇、爆発物(ガソリン・シンナー・オイル・石油等)、産業廃棄物等、バイク、その他					

《河内町》

区分	収集形態	排出方法	収集回数	摘要	
燃えるごみ	委託・直営	指定袋・ステッカー	週3回	生ごみ、ゴム・皮革製品、再生できない紙、木・落葉類、容器包装プラスチック、ビニール、発泡スチロール、プラスチック(カセットテープ類、ペットボトルノキャップ等)	
燃えないごみ	委託・直営	指定袋・ステッカー	月1回	せと物、ガラス類、蛍光灯、鏡、小型家電、鉄類(ナベ、ヤカン、フライパンなど)	
資源物	紙類	委託・直営	月2回	段ボール、新聞(チラシ含む)、紙パック、雑紙・雑誌	
	布類	委託・直営		古着	
	白色トレイ	委託・直営		食品用の白色トレイ(発泡スチロール製)	
	ペットボトル	委託・直営		リサイクル表示のあるもの	
	あき缶・鉄類	委託・直営		コンテナ	ジュース缶、油缶、一斗缶など
	あきビン類	委託・直営		コンテナ(無色透明、茶色、黒色、青・緑色の4種類)	飲料用・食用のあきビン
	乾電池	委託・直営		コンテナ	アルカリ電池、マンガン電池、オキシライド電池、ボタン電池、充電式電池
粗大ごみ	委託・直営	指定ステッカー	月1回	家具類、家電製品、寝具類、レジャー用品、自転車、その他	
収集しないもの					
事業系ごみ、家電リサイクル対象製品、タイヤ、バッテリー、自動車の部品、農機具類、農業用ビニール、ボイラー・水中ポンプ、モーター、レンガ、コンクリート、石、瓦、アスファルト、鉄骨、爆発の危険性のあるもの(ガソリン、シンナー等)、農薬、有害物質、医療廃棄物、ペットの死骸、新改築で出る建築廃材等、バイク、焼却灰、パソコン					

添付資料4 現有施設の概要

本組合では、平成8年度から3カ年継続事業として「クリーンプラザ・龍」を建設し、平成11年8月から使用を開始した。「クリーンプラザ・龍」には、「焼却処理施設」、「灰溶融固化設備」、「リサイクル施設」、「一般廃棄物最終処分場」が設置され、3市町（龍ヶ崎市、利根町、河内町）のごみを適正処理している。また、焼却熱を利用した発電・給湯・冷暖房機器などを設置し、工場内で活用するとともに隣接する温浴交流施設（湯ったり館）への給湯を行っている。



【施設の概要】

- 施設名 クリーンプラザ・龍
- 所在地 龍ヶ崎市板橋町 436 番地 2
- 敷地面積(全体)94,895m² ○最終処分場:47,895m²

●焼却施設	●リサイクル施設
・焼却能力:180t/日(90t/日×2炉)	・破碎能力系:40t/5h
・灰溶融能力:24t/日(12t/日×2炉)	・資源回収系:40t/5h
・型式:全連続燃焼式	・資源プラ系:3t/5h
・竣工年 平成11年7月	・破碎設備:衝撃せん断回転式破碎机
	・竣工年 平成11年7月

【各施設の概要】

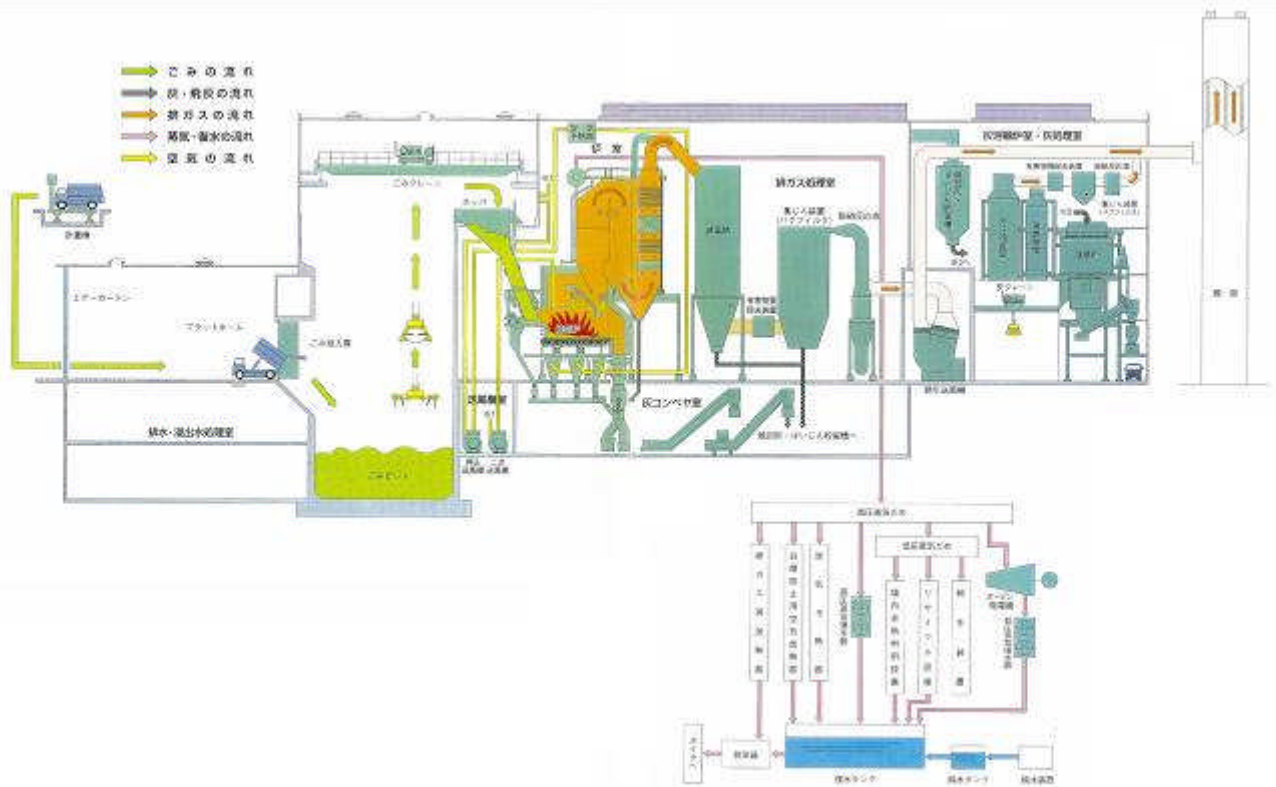
《焼却処理施設》

焼却処理は平成11年7月に竣工した「クリーンプラザ・龍」内の焼却処理施設で実施している。コンピューターによる自動制御運転なども導入し、安全で適正なごみ処理を進めている。ごみを焼却した熱エネルギーを利用して、施設内外の給湯設備、冷暖房に利用するほか、蒸気タービンを回すことで発電し、施設内の電力に利用している。焼却灰やばいじんなどは灰溶融炉で溶かして無害化、減容化を図り、溶融スラグは最終処分場の覆土材として使用している。

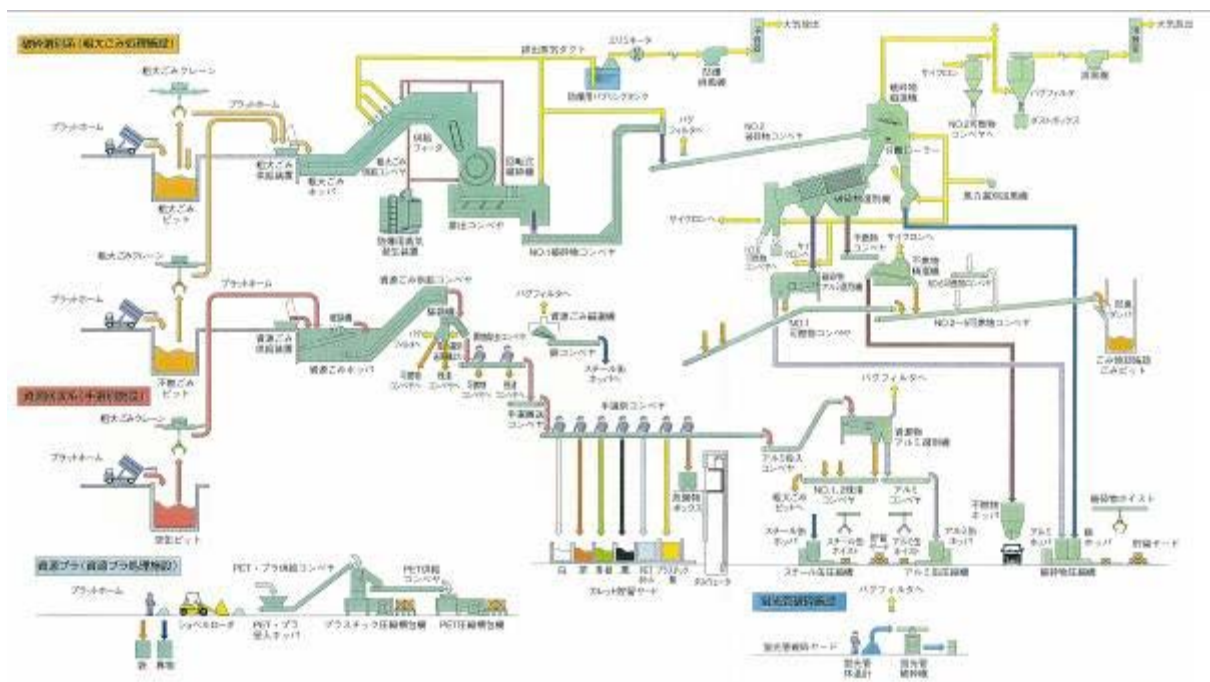
《リサイクル施設》

平成11年7月に竣工したリサイクル施設には、粗大ごみ処理施設および資源プラ処理施設がある。粗大ごみについてはせん断型破碎机、磁力選別、トロンメル等の機械選別により不適物除去した後、可燃物、不燃物残渣、鉄、アルミに選別され、最終処分量の削減、資源化を実施している。可燃物は焼却施設へ送り焼却処理、不燃物残渣は埋立処分、鉄、アルミは資源物としてスチール缶、アルミ缶、ペットボトルとともに圧縮成形して資源化業者に引き渡している。有害ごみ(乾電池・蛍光灯)については、乾電池は回収後資源化業者へ、蛍光灯は破碎処理した後資源化業者へ引き渡されている。

《焼却処理施設の処理フロー図》



《リサイクル施設の処理フロー図》



様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成23年度)

1. 地域の概要

(1)地域名	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	(2)地域内人口	108,247 人	(3)地域面積	147.42 km ²
(4)構成市町村等名	龍ヶ崎市、利根町、河内町	(5)地域の要件*	○面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：龍ヶ崎市、利根町、河内町		設立年月日：昭和46年11月5日		
		設立されていない場合、今後の見通し：			

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度	
排出量	事業系 総排出量(t)	7,576	7,132	6,629	6,092	5,976	6,101	6,572	(H22比 7.7%)
	1事業所当たりの排出量(t/事業所)	2.13	2.01	1.88	1.73	1.70	1.74	1.90	
	家庭系 総排出量(t)	31,657	31,964	31,102	30,364	29,572	29,132	27,505	(H22比-5.6%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	244	248	241	239	234	234	200	
	合計 事業系家庭系排出量合計(t)	39,233	39,095	37,731	36,456	35,548	35,233	34,078	(H21比-3.3%)
再生利用量	直接資源化量(t)	4,848 (12.4%)	4,809 (12.3%)	4,667 (12.4%)	3,584 (9.8%)	3,344 (9.4%)	3,198 (9.1%)	4,587	(13.5%)
	総資源化量(t)*	7,310 (18.6%)	7,250 (18.5%)	6,866 (18.2%)	6,235 (17.1%)	5,938 (16.7%)	5,549 (15.2%)	8,020	(23.5%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	5,505	5,563	5,372	5,086	4,979	4,896	4,442	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 t)	29,054 (74.1%)	28,874 (73.9%)	28,111 (74.5%)	27,542 (75.5%)	26,891 (75.6%)	26,766 (76.0%)	24,380	(71.5%)
最終処分量	埋立最終処分量(t)	4,368 (11.1%)	4,449 (11.4%)	4,241 (11.2%)	4,049 (11.1%)	3,975 (11.2%)	4,149 (11.8%)	3,500	(10.3%)

* 集団回収量を含めた排出量

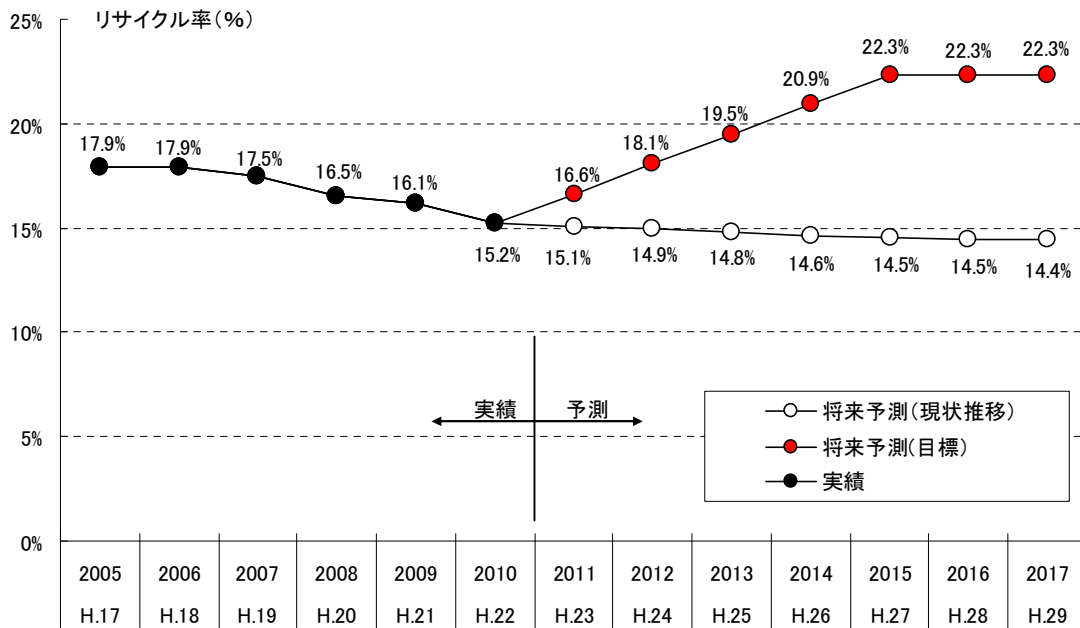
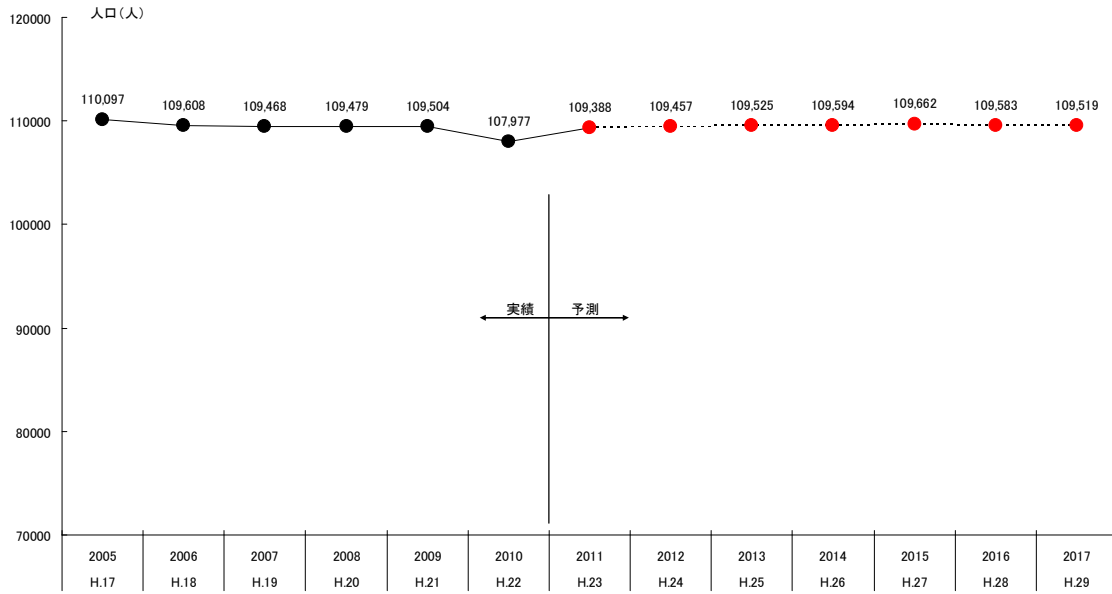
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-1)

3. 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

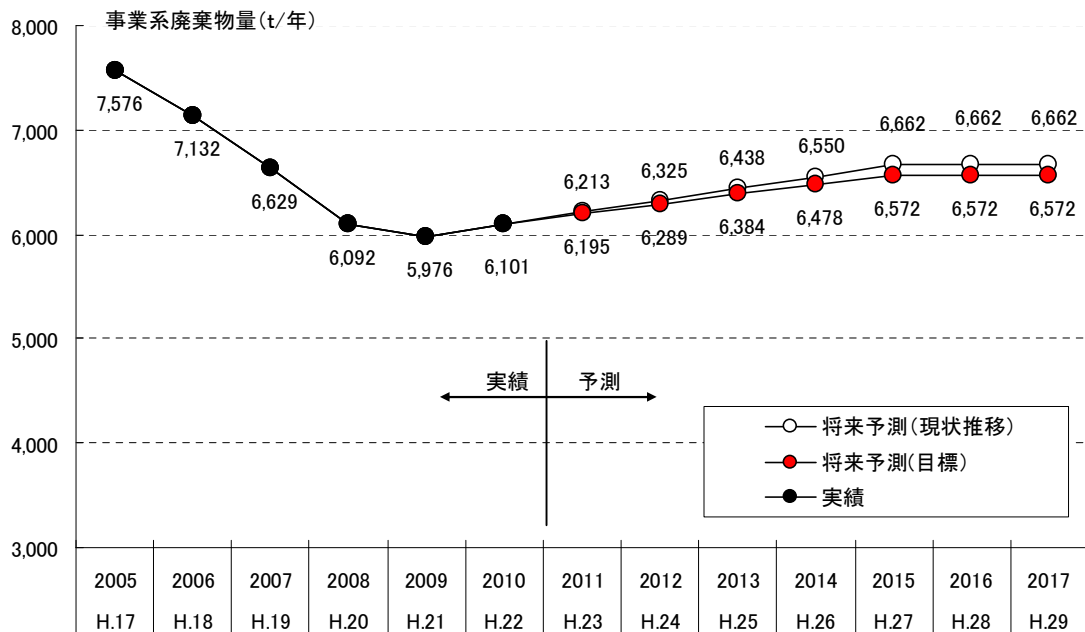
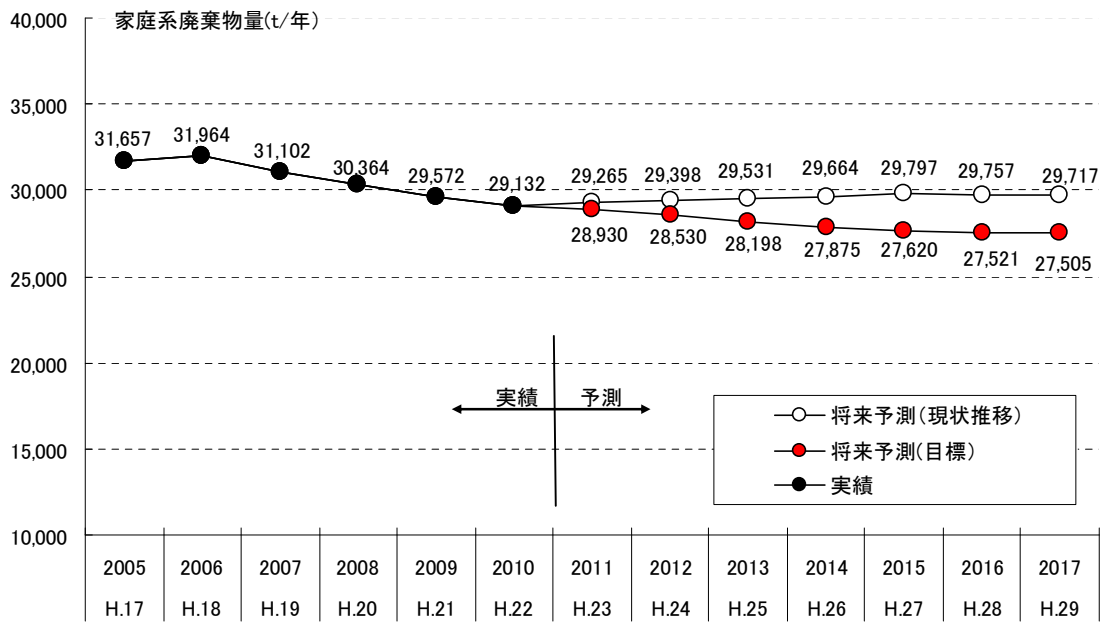
施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
エネルギー回収推進施設	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	全連続焼却処理	有	180t/日	H11.8	H29.3	施設の老朽化	全連続焼却処理	H29.3	180t/日	基幹的設備改良
						-	-	-	-	-	-
リサイクル施設	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	破碎・選別	有	40t/5h	H11.8	-	-	-	-	-	-
	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	選別・圧縮	有	40t/5h	H11.8	-	-	-	-	-	-
	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	圧縮梱包	有	3t/5h	H11.8	-	-	-	-	-	-
最終処分場	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	管理型	有	総容量 118,400m ³ 埋立面積 19,800m ²	H11.4	-	-	-	-	-	-
						-	-	-	-	-	-

※計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを添付した。(添付資料-2)

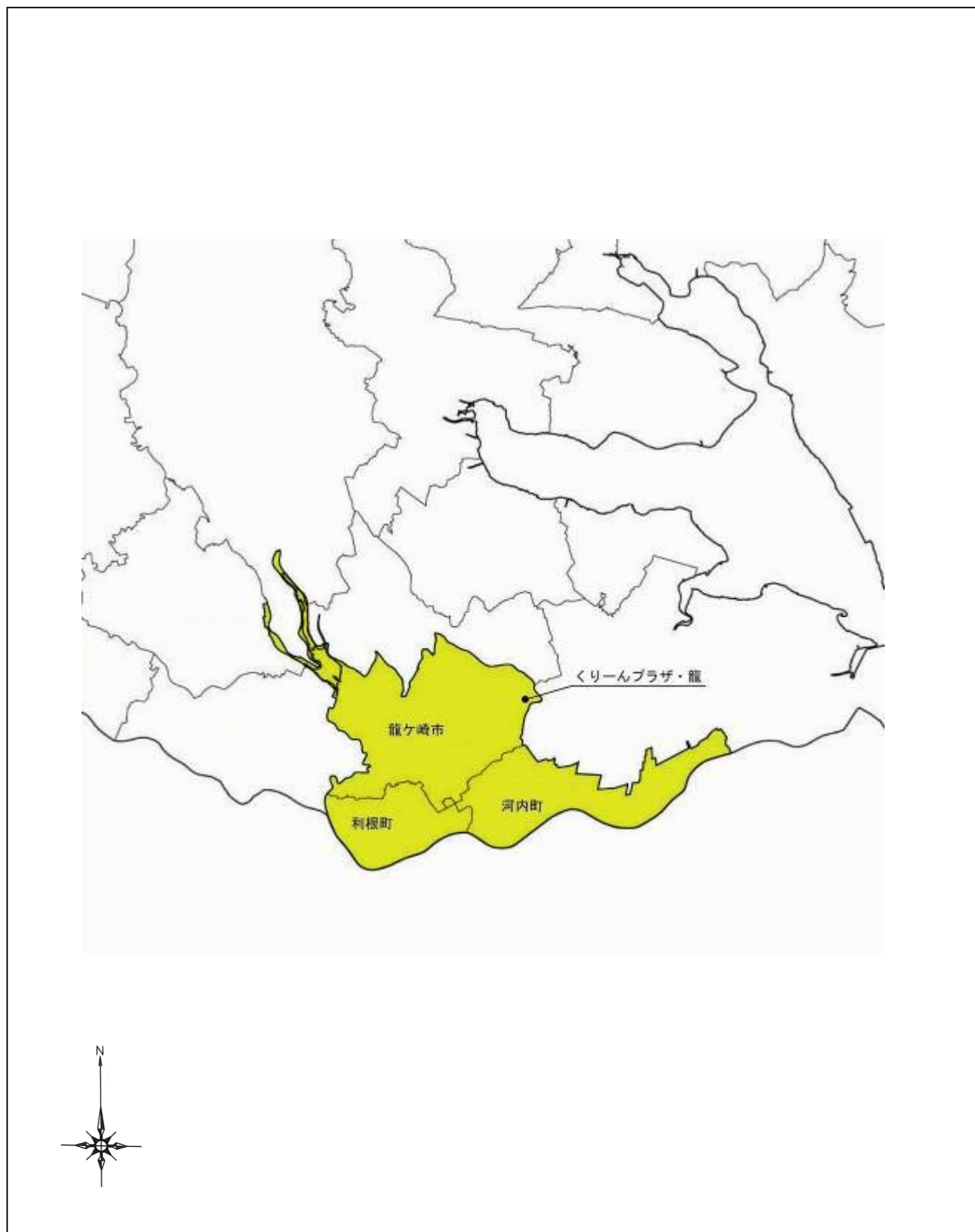
添付資料 1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(1/2)



添付資料 1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(2/2)



添付資料2 地域内の施設の現況(位置図)



様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成23年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間			総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考				
				単位	開始	終了	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度					
○熟回収等に関する事業							5,760,000				200,000	3,010,000	2,550,000	5,010,000				160,000	2,600,000	2,250,000			
基幹的設備の改良事業	1	龍ヶ崎地方産芥処理組合	180	t/日	25	27	5,760,000				200,000	3,010,000	2,550,000	5,010,000				160,000	2,600,000	2,250,000			
○浄化槽に関する事業																							
浄化槽整備事業																							
○廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業							6,699			6,699					6,699		6,699						
事業番号1の計画支援																							
長寿命化計画の策定	31	龍ヶ崎地方産芥処理組合			24	24	6,699		6,699					6,699		6,699							
○施設整備に関する計画支援事業							10,080			10,080					10,080		10,080						
事業番号1の発注仕様書作成など																							
発注支援業務	41	龍ヶ崎地方産芥処理組合			25	25	10,080		10,080					10,080		10,080							
合計							5,776,779	0	6,699	10,080	200,000	3,010,000	2,550,000	5,026,779	0	6,699	10,080	160,000	2,600,000	2,250,000			

様式3

龍ヶ崎地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	年度					備考
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	指導・啓発活動	住民・事業者との協働を基本に、効果的なごみの発生・排出抑制に向けた啓発活動を行う。本組合では、構成市町の活動に協力するともに、「グリーンプラザ・龍」へのごみ搬入者への指導・啓発や見学者への啓発を継続的に行う。	各市町	H24	H28	○						普及啓発 継続事業
	12	ごみ処理手数料見直しの検討	構成市町それぞれに、家庭系ごみ有料化としての指定ごみ袋料金の値上げの検討、レジ袋無料配布の廃止等の検討を行う。構成市町における家庭系ごみ有料化の導入状況や料金設定の動向等を勘案しながらごみ処理手数料の見直しを適宜検討する。		H24	H28	○						有料化の検討 継続事業
	13	環境物品への転換	より環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進する。事務用品やコピー用紙等は、再生品、長期使用に耐えられる商品、資源として再生可能な商品の使用に努め、組合自らが率先して減量化行動を実施する。施設の補修や改修に際しては、再生品や環境への負荷が少ない製品の使用に努める。		H24	H28	○						環境教育 継続事業
	14	資源化品目の検証	費用対効果およびライフサイクルアセスメントの考え方を踏まえて資源化品目の検討を行う。リサイクル法ルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属等、有価で売却可能な資源品からの収入確保を図るため、構成市町と協力して、情報収集に努め住民に対して情報を公開する。		H24	H28	○						リサイクル率の向上 継続事業
	15	新たな資源化システムの検討	「グリーンプラザ・龍」の更新より前に、現在のごみ処理システムに加えて取り組むことができる新たな資源化の方策を引き続き検討する。構成市町における資源化の取組を推進するとともに、資源化情報の共有、提供等を行う。		H24	H28	○						リサイクル率の向上 継続事業
	16	不燃物残渣の資源化の検討	不燃物残渣には、鉄・アルミ以外の資源物も含まれていると考えられることから、資源化の可能性について調査・検討を継続する。		H24	H28	○						不燃物残渣の資源化 継続事業
	17	既存施設を活用したリサイクルシステム構築の検討	住民団体等と連携し、「グリーンプラザ・龍」プラザ棟や修理工房等を活用したリサイクルシステムを検討する。		H24	H28	○						リサイクル率の向上 継続事業
	18	家庭における資源化の推進	決められた排出区分への分別の徹底を図るよう、構成市町と連携して分別徹底の指導を強化する。特に、燃やすごみに多く含まれている紙類の分別徹底を重点的に推進する。		H24	H28	○						排出抑制・リサイクル率の向上 継続事業
処理体制の構築、変更に関するもの	19	事業系ごみの排出指導の強化	事業系ごみの分別徹底のため、事業系ごみの排出基準を検討し、事業者及び収集運搬許可業者に対する排出指導を強化して、排出責任の徹底を図る。	H24	H28	○						事業系ごみの排出量抑制 継続事業	
	20	事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援	事業者から分別排出された資源物について、各種リサイクル法に則った、民間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、必要な情報提供を行う。	H24	H28	○						事業系ごみの排出量抑制 継続事業	
	21	家庭ごみの処理体制の現状と今後	現行のごみ処理体制の継続を前提とし、分別排出の徹底、強化に加え、現在ごみとして処理しているものに混在する資源物の回収を進める。生ごみ、廃食用油、劣定株、プラスチック製容器包装、金属類等の資源化についてリサイクルシステムや利用先の安定確保等の課題を調査・検討する。	H24	H28	○						リサイクル率の向上 継続事業	
施設整備に係る計画支援に関するもの	22	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	事業系一般廃棄物については、排出指導の強化とともに、リサイクル体制の整備を支援する。	H24	H28	○						事業系ごみの排出量抑制 継続事業	
	23	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	現在も産業廃棄物の処理・処分は実施しておらず、今後も実施する予定はない。	H24	H28	○							
	1	熱回収施設	既存焼却施設の老朽化に伴いストックマネジメント手法を用いた長寿命化計画に基づいた基幹改良工事を実施し、地球温暖化防止対策に資する整備について対策工事を実施し、施設の長期使用及び維持管理費の削減を図る。	H26	H28	○						適正処理の確保 対策工事	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定	現状のクリーンセンターの補修費の急増に対して、施設の機能検査と合わせて長寿命化計画を作成し、施設の運営による温暖化防止対策を踏まえた効果的な基幹改良計画の策定を検討する。	H24	H24	○						計画策定	
	41	発注支援	長寿命化計画に基づき、基幹改良工事における発注仕様書などの作成を行う。	H25	H25	○						仕様書策定	
その他	51	高齢化社会への対応	現在、実施あるいは検討している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業等を推進する。	H24	H28	○						適正処理の促進 継続検討	
	52	危機管理体制の強化	災害時など、組合内のごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいる。今後も緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化する。	H24	H28	○						適正処理の促進・確保 継続事業	
	53	不法投棄対策	構成市町による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、住民・事業者・警察・構成市町・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組む。	H24	H28	○						パトロール（監視・指導等）の強化 継続事業	
	54	適正処理困難物の対応	組合で処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行う。	H24	H28	○						適正処理の促進 継続事業	
	55	オ・住民組織の活用	住民意識の向上及び経費削減に向けて、行政と住民協働による施策の展開を検討する。住民ボランティアを組織化し、出前授業やイベントの開催を検討する。	H24	H28	○						環境教育 継続事業	

施設概要（エネルギー回収推進施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	龍ヶ崎地方塵芥処理組合
(2) 施設名称	くりーんプラザ・龍（現施設）
(3) 工期	平成26年度 ～ 平成28年度
(4) 施設規模	処理能力 180 t/日
(5) 形式および処理方式	全連続焼却処理方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率約 5.9%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 16.4%以上） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	地球規模の温暖化が進むなか、多量のエネルギーを使用する焼却施設において、平成24年度に策定予定の長寿命化計画に基づき、老朽化した現施設に対して地球温暖化対策に資する基幹的設備改良を実施するとともに、長寿命化を目指した基幹的改修を実施する。CO2の削減率は3%以上とする。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 および発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm^3/t 2. 発生ガス量 $\text{m}^3\text{N}/\text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	5,760,000 千円

長寿命化計画策定支援概要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	龍ヶ崎地方塵芥処理組合
(2) 事業目的	現焼却処理施設（180 t /日）の長寿命化計画策定のため。
(3) 事業名称	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業
(4) 事業期間	平成24年度
(5) 事業概要	施設の長寿命化を進めるとともに温暖化防止対策を踏まえた効果的な基幹改良計画の作成を行う。
(6) 事業計画額	6,699千円

施設整備に関する計画支援概要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	龍ヶ崎地方塵芥処理組合
(2) 事業目的	長寿命化計画に基づき、基幹改良工事に係る発注仕様書などの作成を行うため。
(3) 事業名称	発注仕様書作成支援事業
(4) 事業期間	平成25年度
(5) 事業概要	基幹改良工事の発注仕様書などの作成を行う。
(6) 事業計画額	10,080千円